長　第　4 0 4　号

令和３年7月28日

　各介護保険施設の施設長

様

　各指定居宅サービス事業所の管理者

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

介護保険施設における事故報告についての一部改正について

　介護施設等における事故の報告に係る本県の取扱いについては、平成19年1月24日付け長第711号「介護保険施設における事故報告について」によりお知らせしているところですが、今般、通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和３年７月28日より適用することとしましたので通知します。

記

【改正内容】

１　報告様式の改正

２　厚生労働省通知に基づく報告期限等の追加

担当：介護福祉担当　伊藤

TEL：019-629-5441（5433）